

## 地域の生活支援と経済対策のための国の事業です 定額給付金を支給します

□給付対象者 平成21年2月1日（基準日）現在で、多久市の  
①住民基本台帳に記載されている方  
または  
②外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者、短期滞在者を除く）

□給付金額 1人につき1万2千円  
ただし、基準日において65歳以上の方および18歳以下の方は2万円  
（平成2年2月2日以降に生まれた方および昭和19年2月2日以前に生まれた方）

□給付方法 **給付金は指定された口座に振り込んで支給します**

※振込による給付が困難な場合に限り、現金で支給します。電話か窓口でご確認ください。

□申請・受給者 給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）

□申請および給付の手続き方法

- ① 3月下旬に申請・受給者に対し申請書を郵送しています。
- ② 申請書に記載された給付対象者、給付金額、世帯の合計金額等をご確認の上、振り込みを希望する「世帯主名義の口座」を記載して申請してください。
- ③ 事前に振り込み予定日を通知し、申請書に記載された世帯主名義の金融機関の口座に振り込みます。（申請からひと月ほど要します）

□申請方法 郵送または受付窓口へ直接提出してください

□申請期間 平成21年4月1日(水)～10月1日(木)まで（早めの申請をお願いします）

### 窓口で直接申請する場合

申請書と確認書類を持参のうえ、窓口で申請してください。

確認書類

- ①本人が確認できる書類  
（免許証、住基カード、保険証等）
- ②振り込む金融機関の口座の通帳

受付窓口

市役所1階ホール

・5月15日(金)までは次の公民館でも受け付けます

東多久公民館 南多久公民館  
多久公民館 西多久公民館

時間 8時30分～17時15分

（土・日曜日、祝日を除く）

### 郵送で申請する場合

返信用封筒に、申請書と添付書類を同封し、申請してください。

添付書類

- ①本人が確認できる書類の写し  
（免許証、住基カード、保険証等）の写し
- ②振り込む金融機関の口座の通帳の写し  
（金融機関、支店、口座名義、口座番号がわかるページ）

### 4月は次のとおり土・日に受付窓口を開設します

4日(土)・5日(日) 9時～17時	市役所1階ホール、 筋原公民館、東多久公民館、 納所会館、南多久公民館、 多久公民館、西多久公民館
11日(土)・12日(日) 9時～17時	市役所1階ホール

### ■問い合わせ

総務課 定額給付金担当 ☎75-3850

### 定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません  
市や国が、定額給付金の給付のために、手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません